

○一関工業高等専門学校学校いじめ防止対策委員会規則

(令和2年8月6日制定)

(設置)

第1条 一関工業高等専門学校に一関工業高等専門学校運営組織規則（平成17年7月14日全部改正）第29条第2項の規定に基づき、学校いじめ防止対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は一関工業高等専門学校いじめ防止等基本計画（令和2年8月6日制定）に則して、いじめの防止，早期発見，対応及び再発防止等に関する措置を迅速かつ実効的に行うことを目的とする。

(審議)

第3条 委員会は、前条に掲げる目的を達成するため、必要な事項を審議する。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 副校長（教務担当）
- 三 副校長（学生担当）
- 四 副校長（寮務担当）
- 五 保健管理センター長
- 六 副保健管理センター長
- 七 学生主事補
- 八 学生課長
- 九 看護師 1名
- 十 その他、校長が指名する者 若干名

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

(副委員長)

第6条 委員会に副委員長を置き、副校長（学生担当）をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を助け委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

2 委員長は、必要と認めた場合は委員以外の者を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(任期)

第8条 第4条第十号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和2年8月6日から施行する。

2 一関工業高等専門学校いじめ防止委員会規則（平成26年6月12日制定）は、廃止する。

附 則（令和6年3月4日規則第11号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。